

令和2年5月19日
気象庁予報部

配信資料に関するお知らせ

～岩手県、熊本県の一部市町村及び栃木県における洪水警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の見直し～
(令和元年5月23日付お知らせ及び令和元年11月11日付お知らせ関連)

洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」、「平成28年（2016年）熊本地震」、「令和元年東日本台風（台風第19号）」の影響を考慮し、一部の市町村では、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、河川施設の復旧状況等から、下記の市町村では、令和2年5月26日13時（日本時間）をもって洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を終了します。

記

○岩手県（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）

一部の市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

大船渡市

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

釜石市、大槌町

○熊本県（平成28年（2016年）熊本地震）

一部の市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

嘉島町、阿蘇市

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

益城町

○栃木県（令和元年東日本台風）

今回の変更により、全ての市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村

宇都宮市、さくら市、上三川町、高根沢町、那須烏山市、茂木町、那珂川町、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町、日光市

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

なし

以上

【参考】宮城県、福島県、茨城県の暫定基準の適用状況

宮城県、福島県、茨城県については、今回は変更ありません。各県において、現在暫定基準を適用しているのは以下の市町村です。

○宮城県（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）

仙台市東部、名取市、岩沼市、山元町、松島町、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町

○福島県（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震および令和元年東日本台風）

福島市、伊達市、桑折町、郡山市、本宮市、鏡石町、白河市、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、浅川町、相馬市、新地町、広野町、檜葉町、葛尾村、いわき市、郡山市湖南、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

○茨城県（令和元年東日本台風）

水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町、取手市